## (別紙様式2)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び同省令第4条に基づく書面

## (建築物に係る新築工事等の場合)

## 1. 分別解体等の方法

注 運搬費を含む

	工程	作業内容	分別解体等の方法		
工程ごとの佐	①造成等	造成等の工事	□手作業		
		□有り □無し	□手作業・機械作業の併用		
	②基礎、基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの工事	□手作業		
		□有り □無し	□手作業・機械作業の併用		
	③上部構造部分、外装	上部構造材・外装の工事	□手作業		
業		□有り □無し	□手作業・機械作業の併用		
作業内容及び	④屋根	屋根の工事	□手作業		
容		□有り □無し	□手作業・機械作業の併用		
びだ	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事	□手作業		
解		□有り □無し	□手作業・機械作業の併用		
体	⑥その他 ( )	その他の工事	□手作業		
解体方法		□有り □無し	□手作業・機械作業の併用		
12			□手作業		
			□手作業・機械作業の併用		
2. 解体工事に要する費用(直接工事費) 円(税抜)					
	注 解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。該当ない場合はその旨記載。				
	仮設費及び運搬費は含まない。				
3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための			別紙のとおり		
	施設の名称及び所在地		カリがれ V ノ C なり ソ		
4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(直接工事費)					
			円 (税抜)		

## 別 紙

(書き切れない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載。

※特定建設資材廃棄物の種類は、「コンクリート」「コンクリート及び鉄から成る建設 資材」「木材」「アスファルト・コンクリート」の4種類から選択して記入。